

岐阜県公報

目次

告 示

○道路の区域変更
○道路の供用開始

(道路維持課) 四五九
(同) 四六〇

告 示

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類
一大宮垣線		路線名
		区 間
大垣市笠縫町字奥屋敷四八番一地从先から	同市同町字同六番二地先まで	別前変区域 後更更域
三・九 三・九 三・一	二・九 三・八	員敷地の幅 ル（メートル）
五・一	七・七	延長 ル（メートル）
		備考 起点の変更

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和六年十一月十二日

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
多北 度方 線		路線名	
同市同字堤内四ノ町 一〇八七番一地从先まで		区 間	
後	前	別前変区 後更域	
二五・三 三六・四	二五・三 三六・〇	敷地の幅員 (メートル)	
二七・九	二七・九	延長 (メートル)	
		備考	

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
						別	ル	延	備
						後			
						前	メ	長	考
						後			

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	
美大 並和 線	
郡上市八幡町相生字池ノ 尻二三〇三番一地从先から 同 市同 町同 字大畑 二二五二番一地从先まで	
後	前
三・二 丁 一五・七	三・二 丁 三・〇
六〇・五・〇	六〇・五・〇

岐阜県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
中有 坪穂 線		路線名	
郡上市八幡町旭字上岩間 五三〇番一地从先から 同 市同 町同 字清水元 一五番一地从先まで		区 間	
後	前	区域変更前後別	
八・ 三・ 五	八・ 三・ 五	敷地の幅員 (メートル) ル	
一、三六・八	一、三六・八	延長 (メートル) ル	
		備考	

県道	道の種類
長森線 各務原線	路線名
各務原市各務西町二丁目五三番一 四地先から 同市同町二丁目一五番地先まで	区間
一四・五	延長（メートル）
令和六・二・三	供用開始の期日
令和二・三・一九	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

令和六年十一月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社